

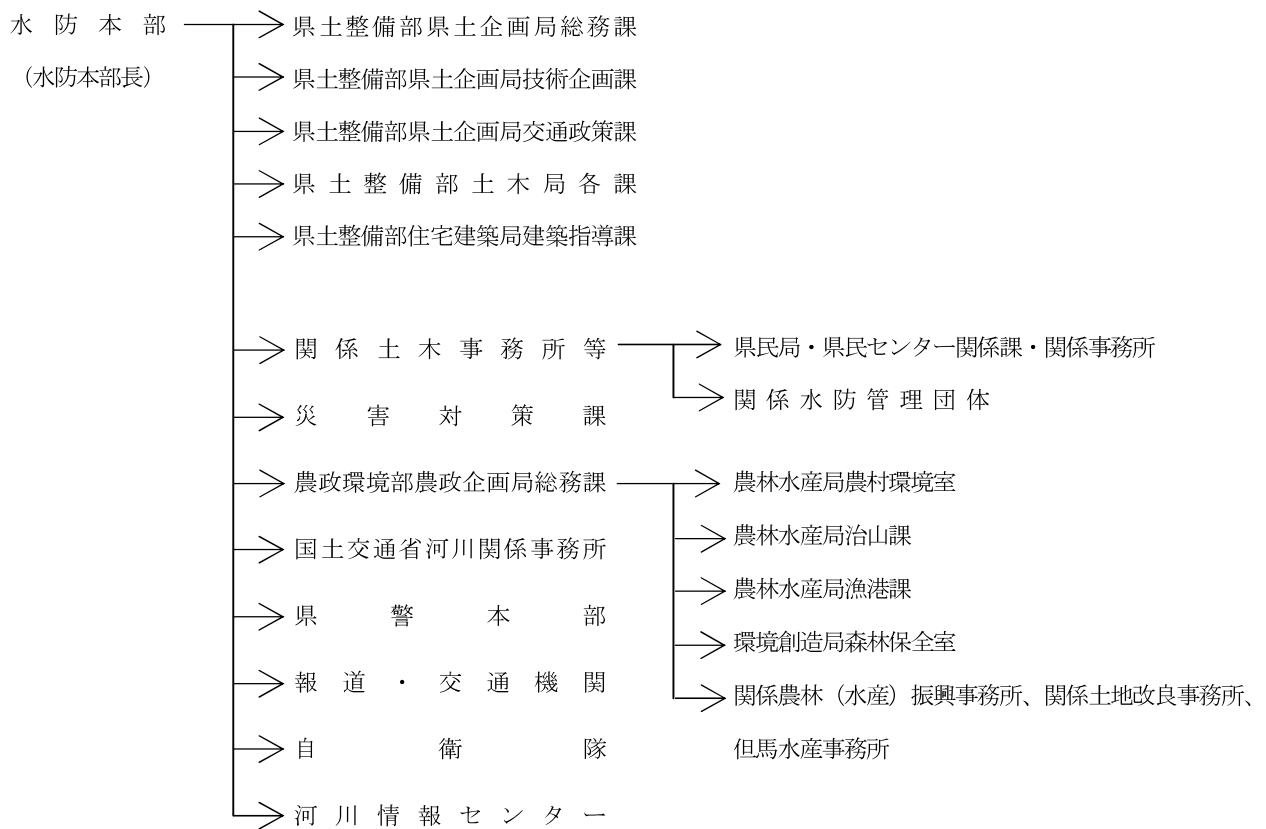
第5章 水防指令及び水防警報

第1節 水防指令

1 水防指令の種類

種 類	内 容
第 1 号	第1非常配備につくべき指令
第 2 号	第2非常配備につくべき指令
第 3 号	第3非常配備につくべき指令
解 除	水防非常配備を解除する指令

2 水防指令の通知



第2節 国土交通大臣の発する水防警報

1 水防警報の対象区域

河川名	区 域
猪名川	左岸 池田市古江町 69 番地先から神崎川合流点まで 右岸 川西市滝山字上ノ宮 9 番地先から神崎川合流点まで
藻川	猪名川分派点から猪名川合流点まで
加古川	左岸 加東市多井田字大上 48 番地先から海まで 右岸 加東市上滝野字塩谷 1 番の 1 地先から海まで
東条川	左岸 小野市久保木町字下川田 1211 番 3 地先から加古川合流点まで 右岸 小野市古川町字川ノ上 785 番 3 地先から加古川合流点まで
万願寺川	左岸 小野市西脇町字古新田林 100 番地先から加古川合流点まで 右岸 小野市西脇町字池の尻 792 番地先から加古川合流点まで
揖保川	左岸 宍粟市一宮町安積字ドウドウ 873 番地先から海まで 右岸 宍粟市一宮町安積字岩谷山 1409 番 2 地先から海まで
中川	揖保川分派点から海まで
元川	中川分派点から中川合流点まで
林田川	たつの市龍野町片山字川向 492 番地先の県道中井橋から揖保川合流点まで
栗栖川	たつの市新宮町平野字前ヶ原 562 番地先の県道平野橋から揖保川合流点まで
円山川	左岸 豊岡市日高町浅倉字茶園 1024 番の 1 地先から海まで 右岸 豊岡市日高町赤崎字開キ 1046 番地先から海まで
奈佐川	左岸 豊岡市庄字堂ヶ瀬 7 番の 1 地先から円山川合流点まで 右岸 豊岡市宮井字カイナ谷 1294 番地先から円山川合流点まで
出石川	左岸 豊岡市出石町鍛冶屋字五反田 377 番の 1 地先から円山川合流点まで 右岸 豊岡市出石町小人字山椒畑 182 番地先から円山川合流点まで

2 水防警報の対象とする量水標

河川名	水 防 警 報 の 対 象 と す る 量 水 標						
	量水標	所在地	零点高	水 位			河口からの距離
				水防団待機水位 (指定水位)	氾濫注意水位 (警戒水位)	計画高水位	
猪名川 藻川	小戸	池田市西本町	21.307m	1.00m	2.50m	5.15m	19.4km
加古川 東条川	国包	加古川市上荘町国包	11.762m	1.50m	2.50m	6.76m	14.2km
万願寺川	万願寺	小野市西脇町神子ヶ渕	23.000m	2.90m	3.40m	6.38m	合流 1.4km
揖保川 中川 元川	龍野	たつの市龍野町水神	22.000m	2.00m	3.00m	4.87m	12.9km
栗栖川	東栗栖	たつの市新宮町芝田	47.401m	1.00m	1.50m	2.91m	合流 5.5km
林田川	誉	たつの市誉田町誉	17.770m	1.00m	1.40m	4.00m	合流 5.4km
円山川	立野	豊岡市立野	0.000m	2.50m	4.50m	8.16m	13.0km
奈佐川	宮井	豊岡市宮井	2.500m	2.10m	3.20m	5.09m	12.6km
出石川	弘原	豊岡市出石町弘原	6.500m	0.60m	2.40m	5.27m	24.2km

3 水防警報の種類

種 類	内 容
待 機	水防団員の足留めを行うことを目的とし、主として気象予報に基づいて行う。
準 備	水防資器材の整備点検、水門等の開閉の準備、水防要員召集の準備、幹部の出動等に対するもので、上流の雨量に基づいて発令する。
出 動	水防団員の出動の必要を警告して行うもので、上流の雨量または水位に基づいて発令する。
解 除	水防活動の終了の通知を行う。
適 宜 水 位	水位の上昇下降、滞水時間、最高水位、時刻等、水防活動上必要とする水位状況を通知する。

(津波時) ※姫路河川国道事務所のみ

種 類	内 容
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの。
解 除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの。

4 水防警報の発令基準

河川名	量水標	待機	準備	出動	解除
猪名川 藻川	小戸	水防団待機水位(指定水位)に達する時	氾濫注意水位(警戒水位)に達する1時間前	氾濫注意水位(警戒水位)に達する30分前	水防活動の必要がなくなった時
加古川 東条川	国包	氾濫注意水位(警戒水位)に達する3時間前	氾濫注意水位(警戒水位)に達する2時間前	氾濫注意水位(警戒水位)に達する1時間前	水防活動の必要がなくなった時
万願寺川	万願寺	水防団待機水位(指定水位)に達した時	水防団待機水位(指定水位)に達した時	氾濫注意水位(警戒水位)に達した時	水防活動の必要がなくなった時
揖保川 中川・元川	龍野	氾濫注意水位(警戒水位)に達する3時間前	氾濫注意水位(警戒水位)に達する2時間前	氾濫注意水位(警戒水位)に達する1時間前	水防活動の必要がなくなった時
栗栖川	東栗栖	水防団待機水位(指定水位)に達した時	水防団待機水位(指定水位)に達した時	氾濫注意水位(警戒水位)に達した時	水防活動の必要がなくなった時
林田川	誉	水防団待機水位(指定水位)に達した時	水防団待機水位(指定水位)に達した時	氾濫注意水位(警戒水位)に達した時	水防活動の必要がなくなった時
円山川	立野	水防団待機水位(指定水位)に達した時又は氾濫注意水位(警戒水位)に達する3時間前	氾濫注意水位(警戒水位)に達する2時間前	氾濫注意水位(警戒水位)に達する1時間前	水位が氾濫注意水位(警戒水位)を下回り水防活動の終わる時
奈佐川	宮井				
出石川	弘原				

注1) 待機及び準備の2段階は省略することができる。

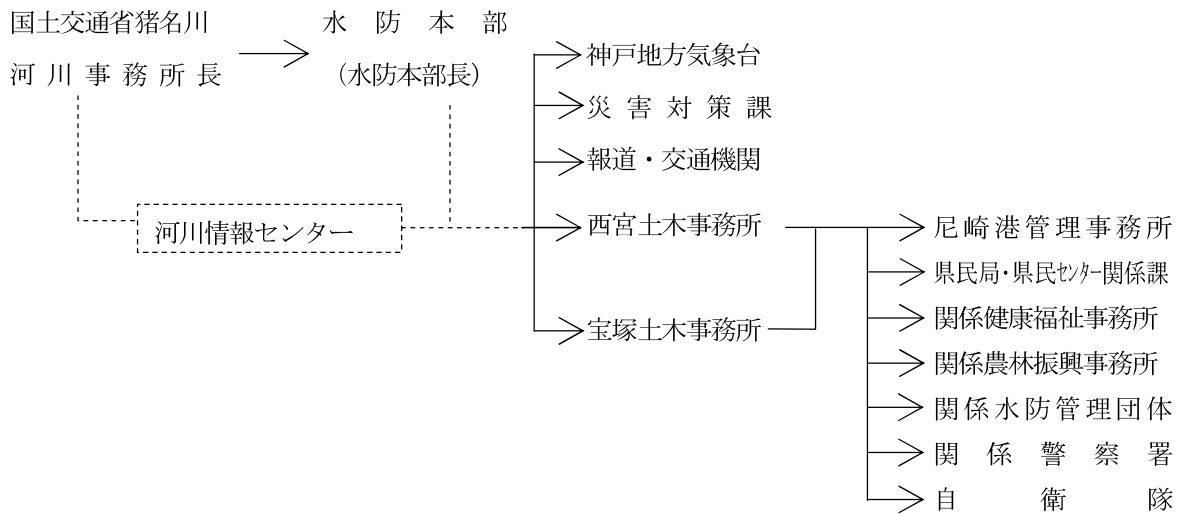
注2) 水防警報を発表できない場合は、理由を付して関係者に通知する。

(津波時) ※姫路河川国道事務所のみ

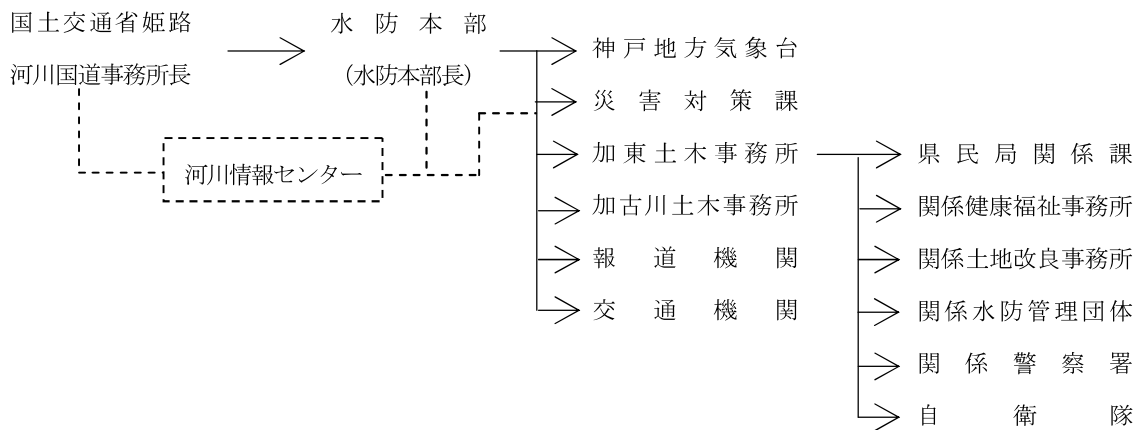
河川名	観測所名	出動	解除
加古川	国包	津波注意報・警報が発表された等、必要と認めるとき	津波注意報・警報が解除され、水防活動の必要がなくなったとき、巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき
揖保川	龍野	津波注意報・警報が発表された等、必要と認めるとき	津波注意報・警報が解除され、水防活動の必要がなくなったとき、巡視等により被害が確認されなかったとき、または応急復旧が終了したとき等、水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき
中川			
元川			

5 水防警報の通知 (----- は補助系統)

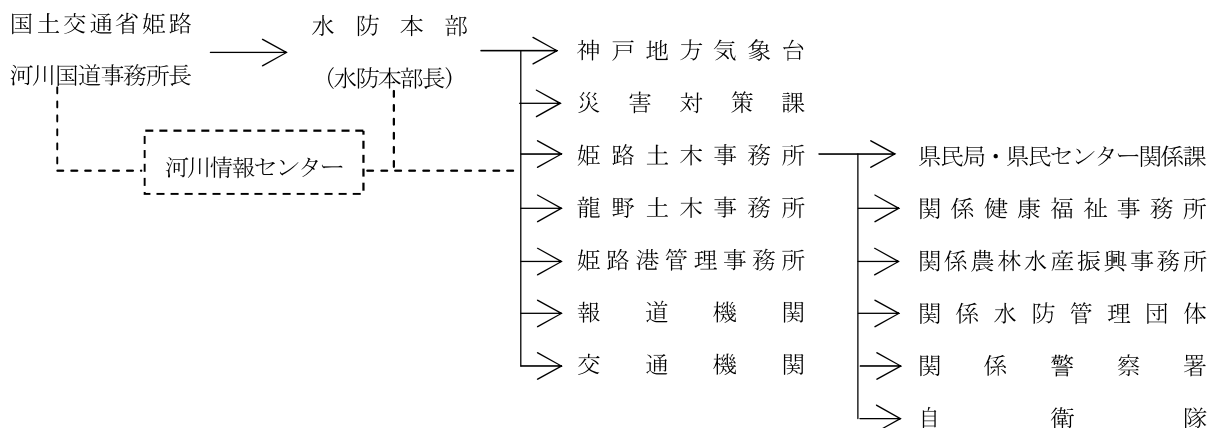
(1) 猪名川・藻川



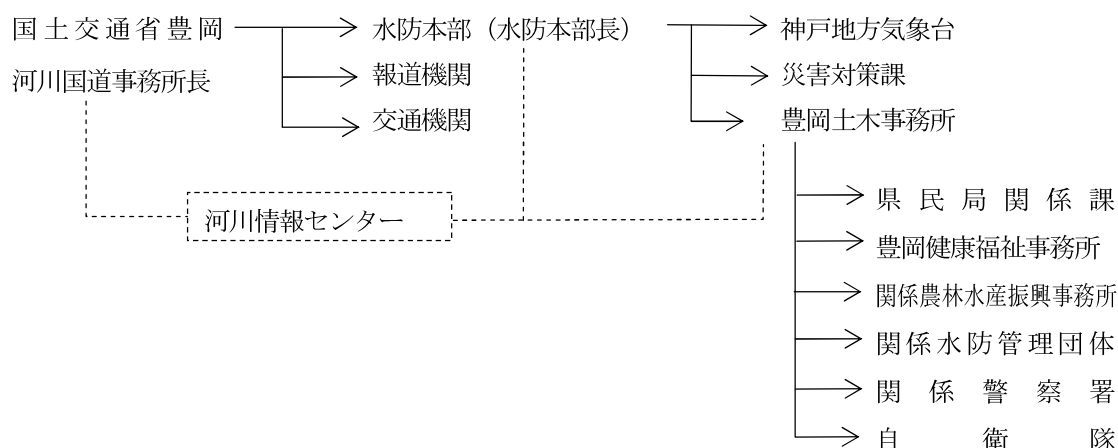
(2) 加古川・東条川・万願寺川



(3) 揖保川・中川・元川・林田川・栗栖川



(4) 円山川、奈佐川、出石川



第3節 知事の発する水防警報

1 水防警報河川

(1) 洪水・高潮にかかる水防警報の対象河川は下記のとおりとする。但し、国土交通省が管理する河川の区域を除く。(対象区域及び量水標は参考資料のとおり)

ア 一級河川(31 河川)

竹田川、※左門殿川、猪名川、円山川、奈佐川、出石川、稲葉川、八木川、大屋川、建屋川、加古川、美嚢川、志染川、淡河川、万勝寺川、万願寺川、下里川、東条川、千鳥川、野間川、杉原川、篠山川、宮田川、柏原川、高谷川、葛野川、揖保川、林田川、栗栖川、菅野川、引原川

※左門殿川は高潮による水防警報

イ 二級河川(40 河川)

武庫川、有馬川、夙川、芦屋川、高橋川、住吉川、石屋川、都賀川、新湊川、妙法寺川、福田川、山田川、明石川、伊川、谷八木川、赤根川、瀬戸川、喜瀬川、法華山谷川、天川、市川、越知川、夢前川、菅生川、大津茂川、千種川、佐用川、志文川、竹野川、佐津川、矢田川、湯舟川、岸田川、久斗川、大柘川、宝珠川、洲本川、三原川、都志川、郡家川

(2) 津波にかかる水防警報の対象河川は下記のとおりとする。但し、国土交通省が管理する河川の区域を除く。

兵庫県南海トラフ巨大地震津波浸水想定図の津波浸水想定区域内にある全河川 (但し、一級及び二級河川に限る。)

2 水防警報海岸

水防警報の対象海岸は下記のとおりとする。但し、国土交通省が管理する海岸の区域を除く。

- (1) 大阪湾沿岸 神戸市、芦屋市、西宮市及び尼崎市の海岸
- (2) 播磨沿岸 明石市、播磨町、加古川市、高砂市、姫路市、たつの市、相生市及び赤穂市の海岸
- (3) 淡路島沿岸 洲本市、南あわじ市及び淡路市の海岸
- (4) 日本海沿岸 豊岡市、香美町及び新温泉町の海岸

3 水防警報の種類

種類	内容
第1号 待機	事態の推移に応じて、直ちに水防活動に出動できるよう待機させるもの。
第2号 準備	水防事態が発生すれば、直ちに水防活動ができる態勢を準備させるもの。
第3号 出動	水防活動に出動させるもの。
第4号 解除	水防活動を終了させるもの。

4 水防警報の発令

(1) 洪水・高潮発生時

知事が水防警報を発する河川又は海岸について、県民局長等（県民局長及び県民センター長）は、水防本部長からの情報及び指令並びに現地の雨量、河川水位及び潮位状況を判断し、管内水防管理団体、その他水防に関係のある機関と特に密接な連絡を保ち、基準量水標の水位及び検潮器の潮位が、下表に基づき県民局長等が定める基準に達した場合は、速かに水防警報を発する。

また、地震による堤防の漏水、沈下等により被害が予想される場合も速やかに水防警報を発する。

なお、土木事務所長等は、その状況を所管区域内の水防管理者に急報するとともに上下流の関係機関及び交通機関に通知するものとする。

	標準的な発令基準
1号 (待機)	水位又は潮位観測所の水位又は潮位が水防団待機水位(通報水位)、又は通報潮位を〇cm(各県民局において河川、海岸毎の特性を考慮して設定)上回り、さらに水位又は潮位が上昇するおそれがあるとき
2号 (準備)	水位又は潮位観測所の水位又は潮位が〇m(各県民局等において、水防団待機水位(通報水位)又は通報潮位と $\color{red}{\text{氾濫}}$ 注意水位(警戒水位)又は警戒潮位の概ね中間～2/3で設定)に達し、 $\color{red}{\text{氾濫}}$ 注意水位(警戒水位)又は警戒潮位に達するおそれがあるとき 水防事態の発生が予想され、数時間の間に水防活動の必要が予想されるとき
3号 (出動)	水位又は潮位観測所の水位又は潮位が $\color{red}{\text{氾濫}}$ 注意水位(警戒水位)、又は警戒潮位に達し、さらに水位又は潮位が上昇するおそれがあるとき 水防事態が切迫し、又は水防態勢の規模が大きくなったとき
4号 (解除)	水位又は潮位観測所の水位が $\color{red}{\text{氾濫}}$ 注意水位(警戒水位)(又は当該水位－〇cm)、又は警戒潮位を下回り、今後水位又は潮位の上昇の見込みもなく、水防活動の必要がなくなったとき

注1)待機及び準備の2段階は省略することができる。

注2)水防警報を発表できない場合は、理由を付して関係者に通知する。

(2) 津波発生時

津波による水防活動は緊急性を要することが想定される。

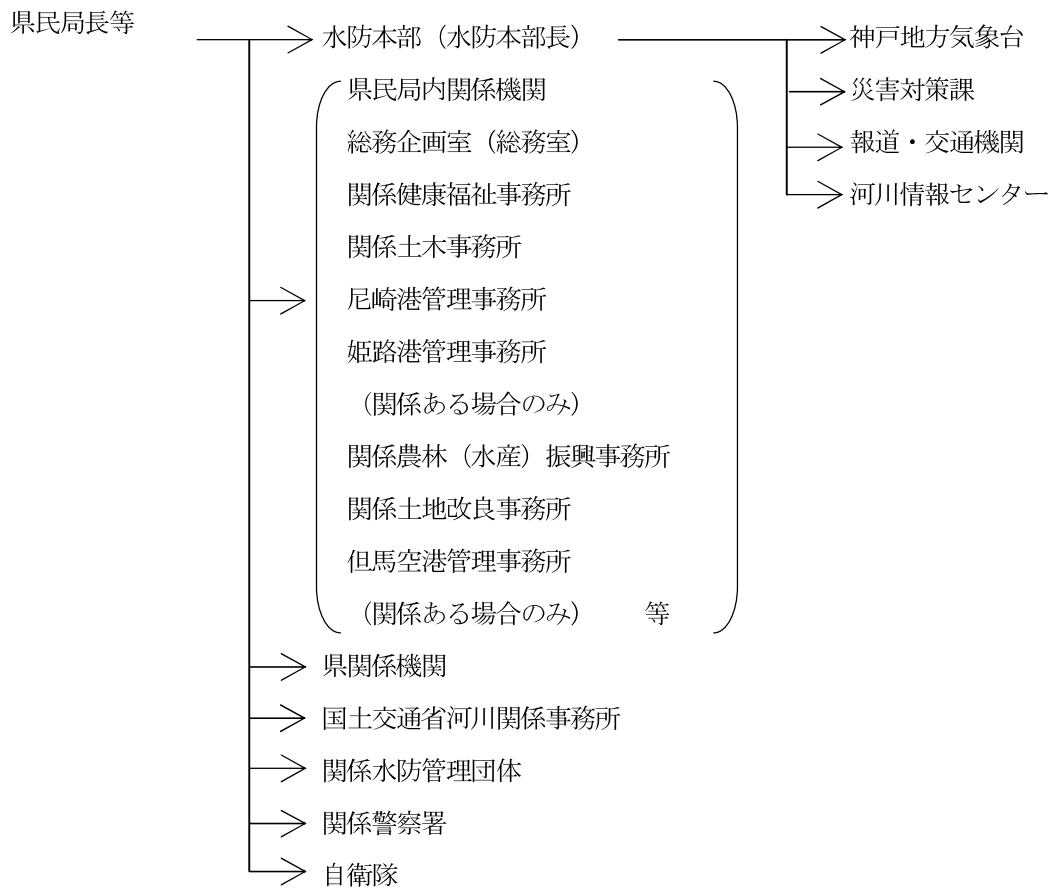
原因となる地震発生時から津波の来襲までに施設巡視・閉鎖を実施して災害の発生を未然に防止するため、速やかな出動が必要であることから、待機及び準備の2段階は省略するものとする。

津波にかかる注意報・警報の発表があった時は、県民局長等は速かに水防警報を発する。

ただし、水防団員等が各水防活動場所において、前もって定めた「活動可能時間」を確保できない恐れがある場合は、水防団員等の安全確保を優先して避難させることとする。

	標準的な発令基準
3号 (出動)	津波注意報・警報が発表されたとき。(自動発令)
4号 (解除)	津波注意報・警報が解除され、水防活動の必要がなくなったとき。

5 水防警報の通知



第4節 水位周知河川における水位情報の周知・公表

【重要】 国土交通大臣は新たな基準に基づき特別警戒水位（氾濫危険水位）に到達したことを通知します。知事は従前の基準に基づき特別警戒水位（避難判断水位）に到達したことを通知します。

1 国土交通大臣が行う水位情報の通知及び周知

(1) 対象河川及び特別警戒水位（氾濫危険水位）

河川名	量水標	特別警戒水位 (氾濫危険水位)	国土交通省担当事務所
東条川	国包	4.7m	姫路河川国道事務所
万願寺川	万願寺	6.0m	
林田川	誉	2.0m	
栗栖川	東栗栖	2.3m	
引原川※	三軒家(県)	3.2m※	
奈佐川	宮井	4.9m	豊岡河川国道事務所

※県の基準量水標における特別警戒水位（避難判断水位）を準用

(2) 水位情報の通知及び周知

ア 国土交通省関係事務所長は、水位周知河川の水位が特別警戒水位（氾濫危険水位）※に達したときは、その旨を兵庫県水防本部長及び関係市町長に通知するとともに、報道機関の協力を求めて一般に周知する。

※ 内閣府の避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（平成26年9月）に基づき特別警戒水位を氾濫危険水位としている。

イ 兵庫県水防本部長は、国土交通省関係事務所長からアの通知を受けたときは、関係水防管理団体に通知する。（通知方法は、国土交通大臣の発する水防警報と同じ）。

2 知事が行う水位情報の通知及び周知

(1) 対象河川（特別警戒水位(避難判断水位)は参考資料のとおり）

ア 一級河川(30河川)

竹田川、猪名川、円山川、奈佐川、出石川、稲葉川、八木川、大屋川、建屋川、加古川、美囊川、志染川、淡河川、万勝寺川、万願寺川、下里川、東条川、千鳥川、野間川、杉原川、篠山川、宮体川、柏原川、高谷川、葛野川、揖保川、林田川、栗栖川、菅野川、引原川

イ 二級河川(40河川)

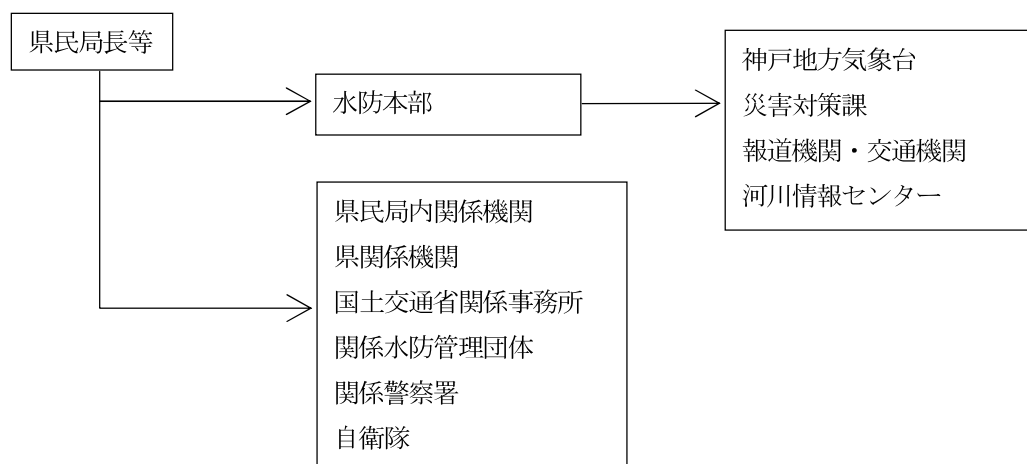
武庫川、有馬川、夙川、芦屋川、高橋川、住吉川、石屋川、都賀川、新湊川、妙法寺川、福田川、山田川、明石川、伊川、谷八木川、赤根川、瀬戸川、喜瀬川、法華山谷川、天川、市川、越知川、夢前川、菅生川、大津茂川、千種川、佐用川、志文川、竹野川、佐津川、矢田川、湯舟川、岸田川、久斗川、大栃川、宝珠川、洲本川、三原川、都志川、郡家川

(2) 水位情報の通知及び周知

ア 県民局長等（県民局長及び県民センター長）は、水位周知河川の水位が特別警戒水位(避難判断水位)※に達したときは、その旨を関係水防管理団体・関係機関・水防本部長等に通知する。

※ 内閣府の避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（平成26年9月）に基づき特別警戒水位は氾濫危険水位とされたが、県管理河川においては見直し作業中のため、従来の避難判断水位としている。

イ 水防本部長は、県民局長等から前項の通知を受けたときは、その旨を報道機関・交通機関等に通知する。



第6章 雨量、水位及び潮位の報告

第1節 雨量報告

土木事務所等は、進んで水防本部と連絡を取るとともに、管内雨量観測所から正確な資料を迅速に入手し、水防本部に報告するものとする。

水防本部は、「兵庫県と神戸地方気象台間の防災情報の交換に関する協定」に基づき、雨量に係る情報を神戸地方気象台に提供するものとする。

1 雨量の報告

(1) 事務所→水防本部

水防本部が指示したときは、1時間ごとに報告する。

2 報告の中止

- (1) 雨がやみ、報告の必要がなくなったとき。
- (2) 水防態勢を解いたとき。
- (3) 水防本部から指示したとき。
- (4) その他通報の必要を認めなくなったとき。

第2節 水位及び潮位の報告

水防管理者又は量水標若しくは検潮器の管理者は、量水標の水位又は検潮器の潮位が水防団待機水位(通報水位)若しくは通報潮位又は氾濫注意水位(警戒水位)若しくは警戒潮位に達したとき、河川及び海岸に関しては土木事務所等へ、ため池は各農林(水産)振興事務所、各土地改良事務所への報告を行うものとする。

土木事務所等又は各農林(水産)振興事務所及び各土地改良事務所は、報告を受けると直ちに水防本部(水防本部長)に通知し、その後の水位の変動並びに高潮及び波浪を監視して的確な情報の把握に努めるとともに、進んで水防本部と緊密な連絡を保たなければならない。

また、県の観測結果及び国土交通省の観測結果について、通報の依頼があった場合には相互に資料の交換を行うものとする。

水防本部は、「兵庫県と神戸地方気象台間の防災情報の交換に関する協定」に基づき、水位に係る情報を神戸地方気象台に提供するものとする。

1 水位及び潮位の報告

(1) 事務所→水防本部

ア 次の場合に報告する。

- ・ 水防団待機水位(通報水位)若しくは通報潮位に達したとき。

イ 水防本部が指示したときは、次の場合に報告する。

- ・ 氾濫注意水位(警戒水位)若しくは警戒潮位に達したとき。
- ・ 特別警戒水位に達したとき
- ・ 通常の満潮位を越える高潮又は波浪が予想されるとき。

2 報告の中止

(1) 水防団待機水位(通報水位)又は通報潮位を下回ったとき。

(2) 氾濫注意水位(警戒水位)又は警戒潮位を下り、今後の水位又は潮位の上昇が認められなくなったときには、その旨を連絡し報告を中止する。

(3) 水防態勢を解いたとき。

(4) 水防本部から指示したとき。

第3節 雨量、水位及び潮位の報告系統

土木事務所等→水防本部(水防本部長)

第4節 水防管理者への状況通知

土木事務所等又は各農林(水産)振興事務所及び各土地改良事務所は、気象、水位、雨量、風速等によって洪水又は、高潮等のおそれがあるときは、その状況を所管区域内の水防管理者に急報するとともに、あらかじめ定めておいた担当員を現場に派遣し水防の指導に当らせる。

第5節 水位の公表

量水標の水位の状況は、以下の方法で公表を行う。

1 公表を行う量水標の名称・設置場所・氾濫注意水位(警戒水位)

附表第2表のとおり

2 公表手段

フェニックス防災システム・川の防災情報

3 公表を行う時間間隔

降雨時 10分・平時 1時間

第7章 水 防 活 動

第1節 巡 視 ・ 点 検

1 平常時

水防管理者、水防団長又は消防機関の長(以下この章において「水防管理者等」という)は、随時区域内の河川、海岸、堤防・津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに当該河川、海岸、堤防・津波防護施設等の管理者(以下「河川等の管理者」という。)に連絡して必要な措置を求めるものとする。上記に係る通知を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

水防管理者等が、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後などに、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合には、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めることができるものとする。

2 非常時

(1) 洪水・高潮

水防管理者等は、洪水・高潮にかかる水防警報等が発令されたときは、河川、海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは、自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、所轄土木事務所長等及び河川等の管理者に報告し、所轄土木事務所長等は水防本部長に報告するものとする。

ア 堤防から水があふれるおそれのある箇所の水位(潮位)の上昇

イ 堤防の上端の亀裂または沈下

ウ 海側又は、川側堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂または欠け崩れ

エ 居住地側堤防斜面の漏水または飽水による亀裂および欠け崩れ

オ 排水門・取水門・閘門の両軸または底部よりの漏水と扉の締まり具合

カ 橋梁その他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

(2) 津波

水防管理者等は、津波にかかる水防警報等が発令されたときは、時間等の余裕がある範囲において河川、海岸等の警戒をさらに厳重にし、異常を発見したときは、自身の安全及び避難を優先して水防作業を実施するとともに、所轄土木事務所長等及び河川等の管理者に報告し、所轄土木事務所長等は水防本部長に報告するものとする。

第2節 水 防 作 業

1 洪水・高潮

水防管理者等は、水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、次の活動を行う。なお、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐ作業を行うにあたっては、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。

また、水防管理者等は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。

- (1) 必要と認められる区域内の住民などに直ちに警戒区域から避難し、急いで安全な場所に避難するよう勧告又は命令する。
- (2) 管轄区域内の監視、警戒を行うとともに、必要に応じ、堤防上に土のうを積むなど、被害を未然に防止軽減する作業や、水門等の施設管理者への連絡、通報を行う。
- (3) 水防に必要な資器材の点検整備を行う。
- (4) 水門又は閘門等の遅滞のない操作及び施設管理者に対する操作の支援を行う。
- (5) 他の水防管理団体への協力及び応援を行う。

2 津波

津波注意報・警報が、発表された場合は、水防管理者等は次の活動を行う。

但し、当該水防管理者が、水防団員等の安全の確保ができないと判断した場合はこの限りではない。

また、水防団員等は、安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮し、危険性が高いと判断したときには、自身の避難を優先する。

- (1) 必要と認められる区域内の住民などに直ちに警戒区域から避難し、急いで安全な場所に避難するよう勧告又は命令する。
- (2) 管轄区域内の監視、警戒を行うとともに、必要に応じ、堤防上に土のうを積むなど、被害を未然に防止軽減する作業や、水門等の施設管理者への連絡、通報を行う。
- (3) 水防に必要な資器材の点検整備を行う。
- (4) 水門又は閘門等の遅滞のない操作及び施設管理者に対する操作の支援を行う。
- (5) 他の水防管理団体への協力及び応援を行う。

第3節 警戒区域の指定

水防上緊急の必要がある場所においては、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者は、警戒区域を設定し、水防関係者以外の者に対して、その区域への立ち入りを禁止し、若しくは制限し、又はその区域からの退去を命ずることができるものとする。

また、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者がいないとき、又はこれらの者の要求があったときは、警察官は、水防団長、水防団員又は消防機関に属する者の職権を行うことができるものとする。

第4節 避難のための立退き

1 計画

水防管理者は、所轄警察署長及び関係機関と協議し、あらかじめ立退計画を作成し、水防計画に明記するとともに、訓練等を実施し地域住民の安全確保に努めるものとする。

なお、立退計画には次の事項を具備するものとする。

- (1) 避難場所及びその責任者並びに収容人員
- (2) 避難経路及び誘導方法
- (3) 連絡系統及び連絡施設
- (4) 避難場所及び経路の標識並びに照明設備

(5) 給水及び給食休養施設

2 準備及び指示等

(1) 避難準備

河川及びため池又は海岸では、氾濫注意水位(警戒水位)又は警戒潮位に達し、洪水又は高潮等による被害のおそれがある場合、水防管理者又は土木事務所長等及び各農林(水産)振興事務所及び各土地改良事務所は、必要な地域に対し広報車、テレビ、ラジオ等によって避難の準備を指示するものとする。

(2) 避難のための立退きの指示

洪水、雨水出水、津波又は高潮の氾濫により著しい危険が切迫していると認められるときは、土木事務所長等又は水防管理者は、法第 29 条の規定に基づき、必要と認める区域の居住者に対し、避難のための立退きを指示することができる。

なお、水防管理者が指示する場合は、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知するとともに、速やかに水防本部に報告しなければならない。

(3) 立退指示の周知徹底

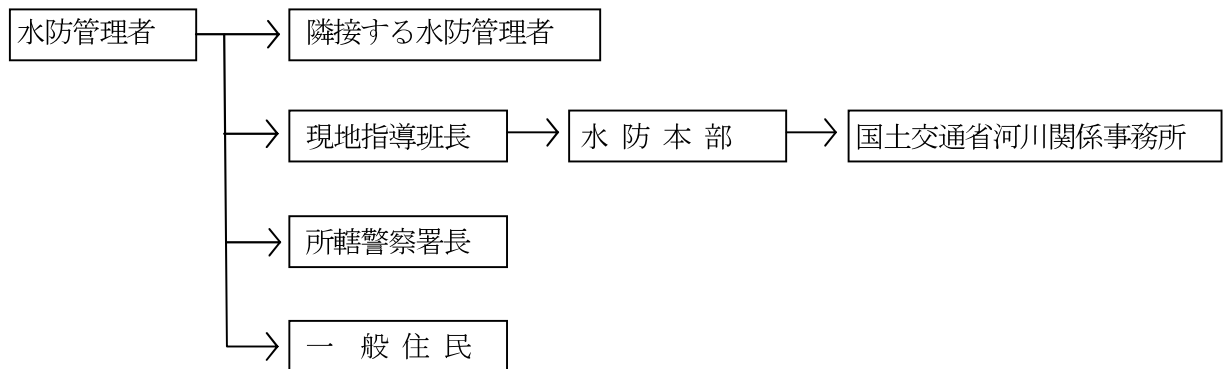
避難のための立退きの指示者は、テレビ、ラジオ、広報車、水防信号、その他の方法により区域の居住者に周知徹底を図るものとする。

第 5 節 決壊の通報及び決壊後の処置

1 決壊の通知

水防管理者は、堤防その他の施設が決壊したときは、直ちにその旨を関係者に通報する。

(1) 通信系統



2 決壊後の処置

(1) 決壊等の後の処置

水防管理者は、決壊後といえどもできるかぎり氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

(2) 現地指導班の処置

現地指導班は、現地の適切な処置を行うとともに、水防本部及び所轄警察署、その他必要な機関に連絡する。

第8章 施設管理者等による活動

第1節 施設等の監視・報告

施設管理者及び工事施工者(以下「施設管理者等」という。)は、以下のとおり施設の監視を行うこととする。但し、津波にあつては、施設操作を行うにあたり、安全に避難できない場合は、操作せず避難を優先することとする。

1 量水標及び検潮器の監視

- (1) 施設管理者は、あらかじめその監視員及び連絡員を定めておく。
- (2) 監視員は、降雨又は暴風雨のときは、常に量水標及び検潮器の監視にあたる。
- (3) 連絡員は、水防団待機水位(通報水位)又は通報潮位に達したときは、直ちに施設管理者に急報する。
- (4) 監視員は、水位又は潮位観測表を備え、1時間ごとに観測した水位又は潮位及び最高水位又は最高潮位を記録するとともに連絡員に施設管理者へ報告させる。

2 堤防の監視

出水時の監視

施設管理者は、水防団待機水位(通報水位)に達したときは、監視員及び連絡員を巡視にあたらせる。

3 水門若しくは閘門等又はため池の監視

- (1) 水門若しくは閘門等又はため池の管理者は、あらかじめその監視員及び連絡員を定めておく。
- (2) 監視員は、平時から工作物の点検を行い、増水時の操作に支障がないようにする。
- (3) 監視員及び連絡員は、河川又は海岸の量水標又は検潮器が水防団待機水位(通報水位)又は通報潮位に達したという通知及び津波注意の発表によつて出勤し、水門若しくは閘門等又はため池の警戒・操作にあたり、その状況を水門若しくは閘門等又はため池の管理者に報告する。
- (4) 水門若しくは閘門等又はため池の管理者は、水防管理者と協議して必要な措置をとるとともに、その状況を土木事務所等又は各農林(水産)振興事務所及び各土地改良事務所に通知する。

4 ダム等の監視

(1) 河川管理施設ダム

ダムの管理者は、操作規則に基づき関係機関に通知する。

(2) 河川区域内・利水ダム

ダムの管理者は、操作規程、管理規程等に基づき土木事務所等に通知する。

(3) 河川区域外・利水ダム

ア ダムの管理者は、あらかじめその監視員及び連絡員を定めておく。

イ 監視員は、平時から工作物の点検を行い、増水時の操作に支障のないようにする。

ウ 監視員及び連絡員は、増水時にはダムの警戒・操作にあたり、その状況をダムの管理者に報告する。

エ ダムの管理者は、災害の発生が予想されるときは、水防管理者と協議して必要な措置をとるとともに、その状況を土木事務所長等に通知する。

(4) 河川区域外・ため池

ア ため池の管理者は、あらかじめその監視員及び連絡員を定めておく。

イ 監視員は、平時から工作物の点検を行い、増水時の操作に支障がないようにする。

ウ 監視員及び連絡員は、増水時にはため池の警戒・操作にあたり、その状況をため池の管理者に報告する。

エ ため池の管理者は、災害の発生が予想されるときは、水防管理者と協議して必要な措置をとるとともに、その状況を各農林(水産)振興事務所及び各土地改良事務所に通知する。

5 排水機場の監視

排水機場の管理者は、操作規則に基づきその作業を行ったときは、水防管理者に連絡するとともに、関係機関に通知する。

6 水防上影響のある工事の監視

工事施工者は、工事中の箇所及び工事施設について、平時から水防管理者と連絡を密にし、増水時には、厳重な警戒を行い、危険な箇所を発見し、又は危険な状況が予想されるときは、水防管理者に連絡し必要な措置を講じる。

第2節 情報連絡

土木事務所等、各農林(水産)振興事務所、各土地改良事務所、各水防管理者及びダム、水門、閘門、ため池、排水機場等の管理者は、情報を伝達する箇所及び使用する通信施設等をあらかじめ定めて情報を交換する。

第3節 水防定員

指定水防管理団体の水防団員の定員の基準は、概ね次を標準とする。

- 1 水防上特に重要と認められる箇所については、その延長 20m につき 1 人。
- 2 その他の箇所については、その延長 50m につき 1 人。

ただし、水防管理者が、水防実施に支障がないと認める場合は、その標準以下に減ずることができる。

第4節 重要水防箇所

県下水防区域のうち、現状及び洪水又は高潮等の場合において、公共に及ぼす影響の大きい河川、海岸の区域を重要水防箇所とする。

第9章 水防信号及び水防標識等

第1節 水防信号


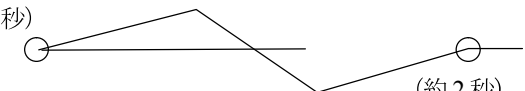

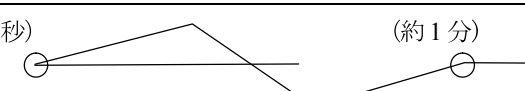
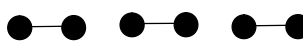


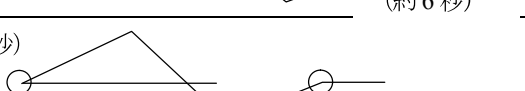
1 水防信号

警 鐘 信 号				サイレン信号						
第1信号	○休止	○休止	○休止	約5秒	約15秒	約5秒	約15秒	約5秒	約15秒	
				○	-	休止	-	○	-	休止
第2信号	○-○-○	○-○-○	○-○-○	約5秒	約6秒	約5秒	約6秒	約5秒	約6秒	
				○	-	休止	-	○	-	休止
第3信号	○-○-○-○	○-○-○-○	○-○-○-○	約10秒	約5秒	約10秒	約5秒	約10秒	約5秒	
				○	-	休止	-	○	-	休止
第4信号	乱 打			約1分	約5秒	約1分				
				○	-	休止	-	○	-	休止
1 信号は、適宜の時間継続する。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用する。 3 危険が去ったときは、口頭伝達により周知させる。										

- (1) 第1信号 河川又は溜池では量水標が氾濫注意水位（警戒水位）に、海岸では台風襲来時の危険風向の風速 20m/s 程度に達し、高潮のおそれがあることを知らせるもの。
- (2) 第2信号 水防団員及び消防機関に属する者が、直ちに出勤すべきことを知らせるもの。
- (3) 第3信号 当該水防管理団体の区域内に居住する者が、出勤すべきことを知らせるもの。
- (4) 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のために立退くことを知らせるもの。

2 津波注意報・警報の伝達

津波注意報・警報を鐘音またはサイレンによって伝達する場合は、次の方法による。

標識の種類	警 鐘 信 号	サイレン信号
津波注意報標識	(3点と2点との斑打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報及び 津波警報解除標識	(1点2個と2点との斑打) 	(約10秒)  (約1分) (約3秒)
津波警報標識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報標識	(連点) 	(約3秒)  (約2秒) (短声連点)

注意1) 鳴鐘又は吹鐘の反復は、適宜とする。

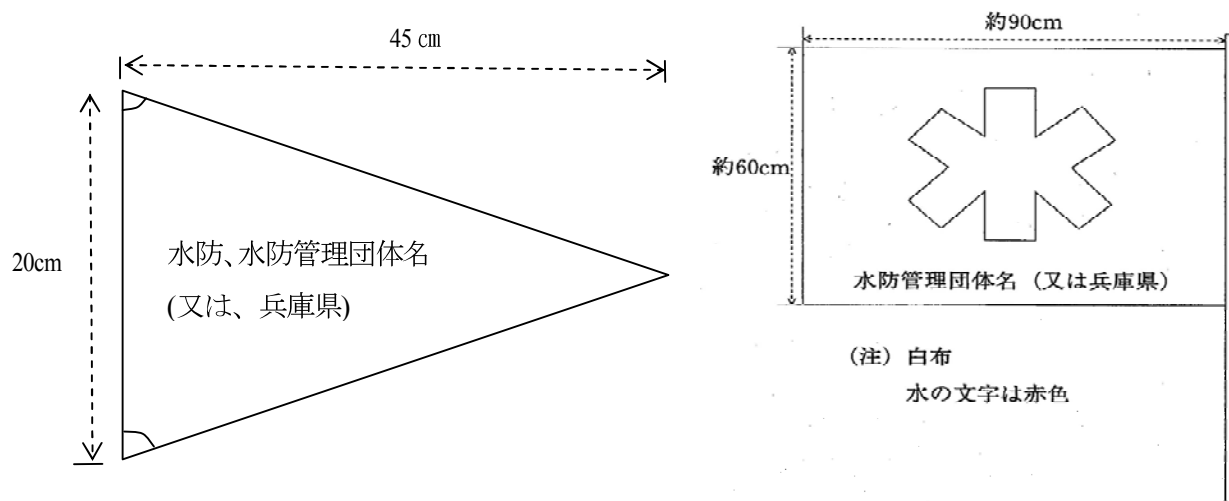
第2節 水防標識等

1 水防標識等

水防用緊急自動車として使用する車は、あらかじめ公安委員会の指定を受け、次の標識を設備する。

- (1) 警鐘又はモーターサイレン
- (2) 赤ランプ(昼夜間共)
- (3) 標旗

標旗(乗用車用)

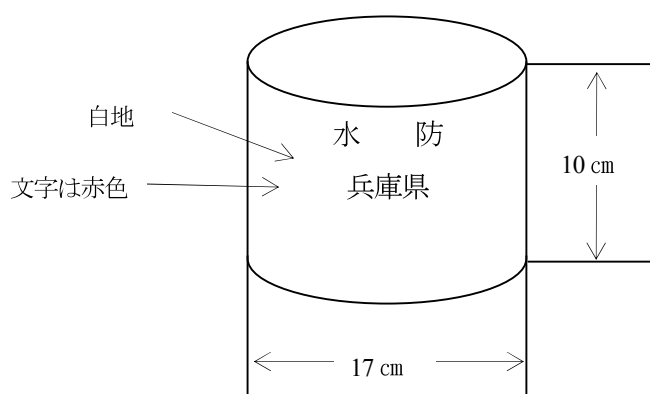


(注) 白地：水防の文字は赤色

水防管理団体名 (又は兵庫県) は青色

2 水防要員の標識

左腕に腕章をつける。



第3節 身分証明書

法第49条の規定による本県職員の身分証明書は、次のとおりである。

水防職員の証	
第 号	
交付 平成 年 月 日	
所属機関名	
水 防	
氏 名	
生年月日	
所属機関の長 氏名	印
心 得	
1 本証は、自己の身分を明らかにする。	
2 記名以外の者の使用を禁ず。	
3 本証の身分に異動のあったときは、速やかに訂正を受ける。	
4 本証は、水防法第49条第2項に規定する証票である。	

注
「水防」の文字は赤字
表

裏

第10章 水防設備の整備及び輸送の確保

第1節 水防設備の整備

1 指定水防管理団体

水防上必要な設備は、水防倉庫、器具、資材、量水標、雨量計、風速計及び通信機器等であり、次の基準によりこれらの施設及び機材の確保に努める。

(1) 水防倉庫

ア 倉庫は、水防用器具及び資材を備蓄するものであり、担当堤防延長1,000m～2,000mごとに1箇所を目安とする。

イ 大きさは、間口9.1m、奥行3.64m(建坪33㎡-10坪)を標準とする。

ウ 設置箇所は、水防活動に便利なところを選ぶ。

(2) 水防倉庫1棟に備蓄する器具及び資材の基準

品名	数量	品名	数量
土のう袋	600枚	杉丸太 長4.00m 末口9cm	30本
ビニールむしろ	30枚	杉丸太 長3.00m 末口6cm	50本
なわ(ビニール製)	500m	くぎ(6吋)	11kg
針金(10番又は8番)	23kg	かけや	10丁
スコップ	20丁	小車	3台
たこづち	5丁	ペンチ	3丁
のこぎり	5丁	金づち	3丁
おの	5丁	かすがい	50本
かま	10丁	バケツ	1個
なた	5丁	救命ブイ	5個
くわ	10丁	ロープ	100m
じょれん	10丁	懐中電灯	2個
つるはし	3丁		

ア 資材中腐敗、損傷のおそれのあるものは、水防に支障のない範囲でこれを転用し、常に新しいものを備えるようにする。

イ ビニールむしろ及び土のう袋等多量に使用する資材は、あらかじめ収集の方法を講じておくものとする。

ウ 器具及び資材を減損したときは、直ちに補充する。

(3) 受信機

水防管理者は、停電時においても気象状況を聴取できるよう携帯用ラジオを設備する。

2 その他の水防管理団体

指定水防管理団体に準ずる。

3 ため池の管理者

ため池水防上の必要度に応じて所要の器具、資材を備蓄する。

4 兵庫県

県下の水防が円滑に実施できるよう必要な施設を設置し、必要な器具、資材を備蓄する。なお、水防管理団体の自己資材が不足したとき、又は緊急に必要なときは、器具、資材の貸出しをする。

(1) 量水標

ア 区域内の適当な箇所に量水標を建設する。

イ 設置場所は、河状の整った場所で流失のおそれのないところを選び、夜間でも観測しやすいところとする。

ウ 量水標の幅は20cm、目盛りは2cm刻み、自黒の交互10cmごとの数字を黒書きとし、1mごとの数字を赤書きとする。

エ 水防団待機水位(通報水位)及び^ハ濫注意水位(警戒水位)は、横に赤線で画し、夜光塗料を塗布する。

(2) 雨量計、水位計、風速計及び検潮器

施設管理者は、区域内の適当な箇所に雨量計及び水位計を設け、必要に応じて風速計及び検潮器を設ける。

(3) 河川監視カメラ

重要水防箇所の適当な箇所に河川監視カメラを設置し、水防活動を支援する。

(4) 水防ステーション

必要な器具、資材を備蓄し、水防時においては職員を配備し水防活動にあたる。

5 その他

各水防管理団体は、水防資材、器材の確保のため、水防区域所在の資材業者を登録し、手持資材量を調査して緊急時の補給に備えること。

また、資材、器材が使用又は損傷により不足を生じた場合は、直ちに補充しておくものとする。

第2節 輸送の確保

水防管理団体は、非常の際、重要水防箇所への水防要員、水防資器材等の輸送及び土木事務所等、隣接水防管理団体、その他関係機関への連絡経路を確保する。

- 1 水防本部並びに土木事務所等及び各農林(水産)振興事務所、各土地改良事務所相互の輸送経路については、水防本部において各所の報告に基づき通行路線を決定する。
- 2 土木事務所等及び水防管理団体の間の輸送経路について、各所において管内のあらゆる状況により通行路線を決定する。
- 3 水防管理団体は、あらかじめ水防活動に必要な輸送経路図を作成すること。
- 4 輸送車の確保及び配備についても、あらゆる状況に即応できるよう万全の措置を講じておく。
- 5 広域にまたがる場合には、兵庫県地域防災計画風水害等対策計画又は地震災害対策計画に準ずるものとする。

第11章 他の水防機関との協力及び応援

第1節 水防管理団体相互の協力と応援

水防管理者は、緊急の必要があるときは、他の水防管理者、市町長、消防機関の長に対し応援を求めるものとし、応援を求められた者は、できるかぎりその求めに応じなければならない。

応援は、水防法第23条の規定及び次の定めに基づき行動する。

- 1 応援のため派遣される団員は、所要の器具、資材を携行し、応援を求めた水防管理者の所管の下に行動するものとする。
- 2 隣接する水防管理団体は、協力応援等の水防事務に関して、相互協定をし、水防計画に定めるものとする。

第2節 警察署との協議

水防管理者並びに土木事務所長等及び各農林(水産)振興事務所長、各土地改良事務所長は、あらかじめ警察電話の使用、法第21条の警戒区域、法第22条の警察官の出動、法第29条の避難立退き等の計画の作成に必要と認められる事項について管轄警察署長と協議しておくものとする。

第3節 隣接府県との協定

1 大阪府との協定

神崎川、左門殿川又は猪名川に関係のある尼崎市、伊丹市、川西市、淀川右岸水防事務組合、豊中市及び池田市の水防管理者は、次のとおり水防について協力し、応援するものとする。

- (1) 上、下流及び対岸の水防管理者から応援を求められたときは、法第23条の規定に基づき行動するものとする。
- (2) 前記の水防管理者は、あらかじめ相互の情報連絡箇所及び通信施設を定めて情報を交換する。

2 京都府との協定

京都府と関係のある竹田川については、次のとおり協力するものとする。

- (1) 竹田川の堤防が決壊又は堤防から水があふれる危険がある場合、又は決壊した場合は、直ちに直下流関係水防管理者に通報するとともに、その後の情報を連絡する。
- (2) 上、下流の水防管理者から応援を求められたときは、法第23条の規定に基づき行動するものとする。
- (3) 前項の水防管理者は、あらかじめ相互の情報連絡箇所及び通信施設を定めて情報を交換する。
- (4) 兵庫県丹波市市島町量水標の水位が**氾濫**注意水位(警戒水位)に達したときは、京都府関係土木事務所に連絡する。

第4節 自衛隊の災害派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、兵庫県地域防災計画に定めるところにより、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができる。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- 1 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
- 4 派遣部隊が展開できる場所
- 5 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

但し、水防管理者は、知事に上記の要求ができない場合は、その旨及び災害の状況を自衛隊に通知することができる。

第5節 河川管理者の協力

河川法第22条の2により、河川管理者は河川に関する情報の提供など兵庫県や水防管理者が作成した水防計画に定められた事項について、当該水防計画に基づき水防管理団体が行う水防に協力するものとする。

第12章 水防記録及び報告

第1節 水防記録

水防管理者は、次の水防記録を作成し、保管する。

- 1 水防実施状況報告書
- 2 法第23条第1項の応援を求めた理由

- 3 法第 24 条の水防従事者又は備入れられた者の住所氏名及び出勤時間並びにその理由
- 4 法第 25 条の堤防その他の施設の決壊の状況
- 5 法第 28 条により収用又は購入した器具及び資材の所有者及びその事由並びに使用場所
- 6 法第 28 条により処分した障害物の種類、数量、所有者及びその事由並びに除去場所
- 7 法第 28 条により一時使用した土地の箇所及び所有者の氏名並びにその事由
- 8 法第 29 条による立退き指示の事由及びその状況
- 9 警察署の援助状況
- 10 自衛隊の災害派遣を要請した場合はその活動状況
- 11 現地指導の公務員の職氏名
- 12 水防に従事中負傷又は病気にかかった者の職氏名及び手当
- 13 水防作業に使用した材料及びその数量及びその水防工法
- 14 警戒中の水位観測表
- 15 法第 34 条第 1 項の水防協議会の設置
- 16 法第 32 条の 2 水防訓練の概要

第 2 節 報 告

1 知事への報告

水防管理者は、次の事項を河川及び海岸に関しては土木事務所長等を経由し、ため池に関しては各農林(水産)振興事務所又は各土地改良事務所長を経由し、知事に対し、10 日以内に報告するものとする。

- (1) 前節の 1、4、5、8、11、12 及び 15 の事項
- (2) その他必要と認める事項

2 土木事務所長等への報告

水防管理者は、次の事項についてその都度報告するものとする。

- (1) 水防団待機水位(通報水位)・通報潮位、氾濫注意水位(警戒水位)・警戒潮位、避難判断水位(特別警戒水位)又は最高水位・潮位に達したとき及び氾濫注意水位(警戒水位)・警戒潮位から減水したとき
- (2) 水防作業を開始したとき
- (3) 水防の警戒を解除したとき
- (4) 堤防等に異状を発見したとき及びこれに対する措置
- (5) 法第 23 条第 1 項による他の水防団又は消防機関に応援を求めたとき
- (6) 法第 25 条による堤防その他の施設の決壊状況
- (7) 法第 29 条による立退き指示の事項
- (8) その他、緊急報告を必要と認める事項

なお、上記の事項のうち、(1)については、直下流水防管理者並びにダム、水門、閘門及びため池等の管理者へ、(2)、(6)及び(7)については、関係警察署長、隣接水防管理者及び関係福祉事務所長へ通報する。

第 13 章 水 防 通 信

第 1 節 水防上緊急を要する通信の経路

水防上緊急を要する通信については、防災行政(水防)・道路管理用無線電話又は一般電話の非常取扱いとする。

第2節 防災行政(水防)無線局設置箇所及び通信系統

- 1 県内における防災行政(水防)無線局設置箇所及び通信系統は、資料編1附表第14表に示す。
- 2 県庁及び国土交通省(消防庁、内閣府)間の多重無線回線(マイクロ回線)の通信系統は、資料編1附表第15表に示す。

第3節 専用通信施設の使用

知事及び水防管理者は、あらかじめ次の通信施設所有者と協定し、水防上特に必要がある場合は、施設の使用について便宜を受ける。

- 1 警察通信施設
- 2 西日本旅客鉄道株式会社通信施設
- 3 阪急電鉄株式会社通信施設
- 4 阪神電気鉄道株式会社通信施設
- 5 山陽電気鉄道株式会社通信施設
- 6 神戸電気鉄道株式会社通信施設
- 7 国土交通省通信施設
- 8 関西電力株式会社通信施設

第14章 費用負担及び公用負担

第1節 費用負担

- 1 水防管理団体の水防に要する費用は、法第41条の規定により当該水防管理団体が負担する。
他の水防管理団体から応援を求められたときは、応援のために要する費用は、当該応援を求めた水防管理団体が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は両者協議して定める。
- 2 水防管理団体の水防によって他の市町が著しく利益を受けるときは、法第42条の規定により、当該水防に要する費用の一部は、当該水防により著しく利益を受ける市町が負担するものとし、負担する費用の額及び負担の方法は両者協議して定める。

第2節 公用負担

- 1 公用負担権限
法第28条の規定により水防のため緊急の必要があるときは、水防管理者、水防団長又は消防機関の長は水防の現場において、次の権限を行使することができる。
 - (1) 必要な土地の一時使用
 - (2) 土石、竹木、その他の資材の使用
 - (3) 土石、竹木、その他の資材の収用
 - (4) 車両その他運搬用機器または排水用機器の使用
 - (5) 工作物その他の障害物の処分

2 公用負担命令権限証

法第 28 条の規定により公用負担を命じようとする水防管理者、水防団長又は消防機関の長は、その身分を示す証明書を、その他これらの者の委任を受けた者は、公用負担命令権限証を携行し、必要ある場合にはこれを提示する。

3 公用負担命令書

法第 28 条の規定により公用負担の権限を行使しようとするときは、原則として次に示す公用負担命令書 2 通を作成して、その 1 通を目的物所有者、管理者またはこれに準ずる者に手渡さなければならない。

公用負担命令権限証	
〇〇消防団〇〇部長 何 某	
上記の者に〇〇区域における水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 28 条第 1 項の規定する権限の行使を委任したことを証明します。	
平成 年 月 日	
水防管理者 水防団長 消防機関の長 何 某 印	

第 号	
公用負担命令書	
目的物	
水防法(昭和 24 年法律第 193 号)第 28 条第 1 項の規定により、使用(収用・処分)します。	
平成 年 月 日	
様	
水防管理者 水防団長 消防機関の長 何 某 印	

第 15 章 指定水防管理団体の水防計画及び水防訓練

第 1 節 指定水防管理団体の水防計画

- 1 指定水防管理団体の水防管理者は、法第 33 条の規定により県の水防計画に応じた水防計画を策定し、土木事務所長等へ届出なければならない。また、毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、土木事務所長等の協議の上、これを変更しなければならない。指定水防管理団体の水防管理者は、水防計画の策定又は変更を行ったときは、その要旨の公表に努めなければならない。
- 2 その他の水防管理団体についても前項に準じて水防計画を策定する。
- 3 指定水防管理団体の管理者は、水防計画について関係警察署長及び消防機関の長に通知する。

第2節 水 防 訓 練

指定水防管理団体は、水防訓練を行わなければならない(法第32条の2)。

1 実施要領

水防作業は、暴風雨の最中しかも夜間に行うような場合が多いので、作業時に混乱をきたさないように次の事項等を取り入れて充分訓練を行うものとし、実施に当たっては、特に地元住民の参加を得て水防思想の高揚に努める。

- (1) 観測(雨量、水位、潮位、風速)
- (2) 通報(無線、電話)
- (3) 動員(水防団、消防団、居住者の応援)
- (4) 輸送(資材、器材、人員)
- (5) 工法(各水防工法)
- (6) (排・取)水門、角落しの操作
- (7) 避難、立退き(危険区域居住者の避難)

2 実施時期

- (1) 指定水防管理団体は、増水期までに水防訓練を行うものとする。
- (2) その他の水防管理団体の訓練時期は、前項に準ずる。